

平成31年第1回定例会 市民厚生常任委員会審査記録（第2日目）

- 1 日 時 平成31年3月5日（火） 午前9時56分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第27号 村上市長寿祝金等支給条例制定について
 議第28号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
 議第29号 村上市保健センター条例の一部を改正する条例制定について
 議第30号 荒川かなや夕映えの家条例を廃止する条例制定について
 議第42号 平成30年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 議第43号 平成30年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 議第44号 平成30年度村上市介護保険特別会計補正予算（第4号）
 議第8号 平成31年度村上市国民健康保険特別会計予算
 議第9号 平成31年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
 議第10号 平成31年度村上市介護保険特別会計予算
- 4 出席委員（8名）
- | | | | |
|----|-------|----|--------|
| 1番 | 尾形修平君 | 2番 | 大滝国吉君 |
| 3番 | 平山耕君 | 4番 | 稲葉久美子君 |
| 5番 | 木村貞雄君 | 6番 | 長谷川孝君 |
| 8番 | 河村幸雄君 | 9番 | 渡辺昌君 |
- 5 欠席委員
なし
- 6 委員外議員
本間善和君 鈴木好彦君 鈴木いせ子君
川村敏晴君 小田信人君
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者
- | | |
|---------------|-------------|
| 副市長 | 忠 聡君 |
| 保健医療課長 | 信田和子君 |
| 同課国保室長 | 高橋晃君（課長補佐） |
| 同課国保室副参事 | 佐藤克也君 |
| 同課健康支援室長 | 中村和子君（課長補佐） |
| 同課健康支援室副参事 | 川崎健一君 |
| 税務課長 | 建部昌文君 |
| 同課収納対策室長 | 大滝豊君（課長補佐） |
| 同課保険税係長 | 瀬賀由香君 |
| 介護高齢課長 | 小田正浩君 |
| 同課高齢者支援室長 | 土田孝君（課長補佐） |
| 同課高齢者支援室係長 | 渋谷直人君 |
| 同課地域包括支援センター長 | 田中加代子君（係長） |

同課介護保険室長	大 滝 慈 光 君 (課長補佐)
同課介護保険室係長	近 藤 知 子 君
福 祉 課 長	山 田 和 浩 君
同課福祉政策室長	木 村 静 子 君 (課長補佐)
同課子育て支援室長	平 山 祐 子 君 (課長補佐)
同課子育て支援室係長	小 林 毅 君

10 議会事務局職員

局 長	小 林 政 一
書 記	百 武 美 奈

(午前9時56分)

委員長 (渡辺 昌君) 開会を宣する。

○当委員会の審査の順序については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第2 議第27号 村上市長寿祝金等支給条例制定についてを議題とし、担当課長 (介護高齢課長 小田正浩君) から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 おはようございます。それでは、まず最初に議第27号は、村上市長寿祝金等支給条例制定についてである。本市では、長年にわたり社会に貢献された高齢者の長寿のお祝いについて、88歳及び99歳の方への祝い品を弾力的な運用が図られるよう金額を記載しないこととするとともに、101歳以上対象者への祝い品については、節目である100歳の祝金を区切りとして廃止し、既存の条例を全部改正するものである。説明は以上である。よろしく願いいたす。

(質 疑)

長谷川 孝 人生100歳時代になるわけだから、高齢者の方がふえるというのは喜ばしいことなのだが、この88歳とか99歳とか100歳というのの数字的なあれというのはちょっと把握している、例えば88歳以上というのはどのぐらいの人数がいて。

介護高齢課長 ちょっと以上ではないけれども、88歳が平成30年の実績であるけれども、609人、99歳が46人、100歳が31人、101歳以上が50人である。

長谷川 孝 実は、岩船でも100歳で自宅で、この前も話ししに行ったのだけれども、本当に元気な人いるのだ。それで、うちの町内もことし初めて100歳を迎えるおばあちゃんが出て、本当に喜ばしいことだと思う。それだけしか言えない。

尾形 修平 これ、前に一般質問でも指摘したことあるのだけれども、米寿はいいのだけれども、その99歳の白寿が果たして必要なのかという議論は課の中でされたか。

介護高齢課長 ちょっとそれはさせていただいたのだけれども、一応今の段階ではまだこのまま継続させていただきたいと思っている。

河村 幸雄 祝金、贈り物というのが膝かけ毛布、村上堆朱というような贈り物になっているけれども、これは近年同じものか。

介護高齢課長 近年同じものになっている。

河村 幸雄 いい。

〔委員外議員〕

鈴木 好彦 2条に対象者とあるが、例えば88歳という方は、当該年度9月15日、これは本市にいるという前提なのだろうけれども、88歳の年齢を基準する日にち、ここからここまでをというくくりについてちょっと教えていただけるか。

介護高齢課長 これ、あくまでも年度であって、9月15日で88歳になる方であれば、4月から翌年の3月までの年度で対象者を絞っていて、住民基本台帳に載っている方である。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第27号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第28号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（福祉課長 山田和浩君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

福祉 課長 おはようございます。では、説明させていただく。議第28号は、村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてである。本年4月1日から専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として専門職大学の制度が設けられ、この大学の前期課程を修了した方を放課後児童支援員の基礎資格を有する者とする放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行される。そこで、村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第3項第5号においても同様に改正するものである。よろしく願いいたす。

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第28号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第29号 村上市保健センター条例の一部を改正する条例設定についてを議題とし、担当課長（保健医療課長 信田和子君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

保健医療課長 おはようございます。それでは、議第29号 村上市保健センター条例の一部を改正する条例制定についてご説明させていただく。本案は、現在建設中の荒川地区公民館の供用開始に伴い、平成31年度中に取り壊しが予定されている現行施設として公民館に併設の荒川保健センターを廃止するため、本条例の別表から除く改正を行うものである。施行日は平成31年5月1日としており、処分する施設で実施していた各種健診等の事業は、引き続き新たな公民館を利用し実施する予定としている。以上、簡単な説明ではあるが、よろしく願いいたす。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第29号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5 議第30号 荒川かなや夕映えの家条例を廃止する条例設定についてを議題とし、担当課長(介護高齢課長 小田正浩君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 それでは、議第30号は、荒川かなや夕映えの家条例を廃止する条例制定についてである。本施設については、村上警察署金屋駐在所を旧荒川町が平成13年に譲り受け、高齢者福祉のための施設として地域住民に開放していたが、築47年が経過し、老朽化が進んでいることと、耐震及びバリアフリー未対策であることから、今年度末をもって当該施設を廃止するものである。よろしく願いいたす。

(質 疑)

長谷川 孝 この金屋の夕映えの家というのは、近年はどのぐらいの利用者がいたのか。

高齢者支援室長 お答えいたす。平成27年度から申し上げさせていただくが、平成27年度が400名、平成28年度が294名、平成29年度が320名、あと平成30年度については、まだ年度終了していないけれども、一応2月末で230名ということで数字のほうが出ている。以上だ。

長谷川 孝 この人たちがここなくなるために利用できなくなるのを考えた場合、例えば荒川地区でほかにこれにかわる施設というのとか、そこに例えば行くためにどのような施策を打ったのだとか、そういうのを教えてくれるか。

介護高齢課長 金屋地区とは昨年度から協議していて、金屋地区には集会所というのが結構あって、金屋集落開発センター、金屋区事務所、馬場集落開発センター、下組集会所、4施設ぐらいあって、そちらのほうに移動する、変わっていくということであって、金屋地区の方はそういう関係であるけれども、その他の地区については、利用者については新公民館のほうを利用していただこうということで話がついている。

[委員外議員]

鈴木 好彦 これが廃止されると施設が残る。これについての予定と、それからもしこれが当市負担であれば、その負担の概要をお願いする。

介護高齢課長 今のところこれから普通財産になっていくと思うけれども、売却の格好では進めていきたいなと考えている。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第30号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第6 議第42号 平成30年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とし、

担当課長（保健医療課長 信田和子君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

保健医療課長 それでは、議第42号 平成30年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてよろしく願いいたす。歳入歳出の総額にそれぞれ3億4,040万円を追加し、予算の規模を64億3,940万円とするものである。それでは・・・
（「暫時休憩してください」と呼ぶ者あり）

委員長（渡辺 昌君）休憩を宣する。
（午前10時11分）

委員長（渡辺 昌君）再開を宣する。
（午前10時11分）

保健医療課長 済みません、それでは、補正の内容であるが、歳入においては7P、8Pをごらん願う。保険給付費の増加に伴う県からの追加交付分であるが・・・
（何事か呼ぶ者あり）

委員長（渡辺 昌君）休憩を宣する。
（午前10時12分）

委員長（渡辺 昌君）再開を宣する。
（午前10時12分）

保健医療課長 済みません、では7P、8Pをごらん願う。保険給付費の増加に伴う県からの追加交付分であるが、5款県支出金、1項1目保険給付費等交付金、普通交付分に2億4,000万円を計上いたした。7款繰入金、1項1目一般会計繰入金40万円の追加については、職員人件費の給与改定等に伴う調整及び事務費繰入金の増額によるものである。また、国民健康保険事業財政調整基金への積み立てのため、8款繰越金、1項2目その他繰越金に前年度繰越金より1億円を計上いたした。続いて、歳出については9P、10Pをごらん願う。1款総務費、1項1目一般管理費では、説明1では臨時職員の社会保険料増額分として8万8,000円を、説明2では一般管理職員人件費として職員人件費の調整により31万2,000円をそれぞれ追加したものである。2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費2億4,000万円の追加であるが、決算見込み額に対する不足見込み分として、歳入の県支出金と同額を計上している。また、国保財政の健全な運営を図るため、前年度繰越金の一部を基金へ積み立てるため、5款基金積立金、1項1目財政調整基金積立金に1億円を計上いたした。以上、よろしく願いいたす。

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第42号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第7 議第43号 平成30年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とし、担当課長(保健医療課長 信田和子君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

保健医療課長 それでは、続いて議第43号 平成30年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてよろしくお願ひいたす。歳入歳出の総額にそれぞれ140万円を追加し、予算の規模を6億8,740万円とするものである。補正の内容であるが、歳入においては同じく7P、8Pをごらん願う。3款繰入金では、保険基盤安定繰入金の額の確定による減、職員人件費の給与改定等に伴う増額及び事務費繰入金の減額により一般会計繰入金889万6,000円を減額いたした。4款繰越金には、前年度繰越金1,027万6,000円を計上いたした。5款3項1目雑入2万円については、特別対策補助金の追加見込みである。次に、歳出においては9、10Pをごらん願う。1款総務費、1項1目一般管理費のうち、説明1の一般管理経費11万7,000円の減額は、後期高齢者医療標準システム端末リース契約締結による減額である。その下、説明2、一般管理職員人件費7万2,000円の追加は、職員人件費の調整によるものである。2款後期高齢者医療広域連合納付金140万7,000円の追加計上は、保険基盤安定負担金の確定及び平成29年度保険医療負担金の精算分を合わせ納付金を増額したものである。3款保健事業費6万4,000円の計上は、特別対策の補助対象として追加となった健康審査業務委託料分である。6款予備費では、歳入歳出の調整により2万6,000円を減額したものである。以上、よろしくお願ひいたす。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第43号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第8 議第44号 平成30年度村上市介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題とし、担当課長(介護高齢課長 小田正浩君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

介護高齢課長 議第44号 平成30年度村上市介護保険特別会計補正予算(第4号)について説明いたす。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,800万円を減額し、予算の規模を79億6,450万円にしようとするものである。7、8Pをごらんいただきたいと思う。歳入では、1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料であるが、説明欄の1の特別徴収保険料、現年度分959万2,000円だが、保険給付費及び職員人件費の調整によるもので、負担割合に応じて追加いたした。4款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金3,639万3,000円減額及び2項国庫補助金、1目調整交付

金1,520万1,000円減額は、保険給付費の負担割合により減額いたしました。4款2項3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）の14万9,000円は、職員人件費の調整によるもので、負担割合に応じて追加いたしました。4款2項4目保険者機能強化推進交付金966万円だが、平成30年度に新設されたもので、地域支援事業の取り組み状況により配分されるもので、国からの交付決定額を追加いたしました。5款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金5,907万6,000円減額と6款県支出金、1項1目介護給付費負担金3,471万6,000円減額だが、保険給付費の負担割合に応じて減額いたしました。6款2項2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）7万4,000円だが、職員人件費の調整によるもので、負担割合に応じて追加いたしました。8款繰入金、1項1目介護給付費繰入金2,735万円減額だが、保険給付費の負担割合に応じて減額いたしました。8款1項3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）7万4,000円と8款1項4目事務費等繰入金41万5,000円だが、職員人件費に調整するもので、負担割合に応じて追加いたしました。8款2項基金繰入金、1目介護保険給付費等準備基金繰入金6,522万8,000円の減額であるが、保険給付費の決算見込みにより算定した結果、介護保険給付等準備基金の繰入金が不用と見込めるため減額いたしました。次に、歳出のほうですが、11、12Pをごらんください。1款総務費、1項1目一般管理費47万8,000円だが、これは職員人件費の調整により追加するものである。2款保険給付費2億1,880万円の減額であるが、1項介護サービス給付費の伸びが当初より少なく見込めるため、決算額見込みをもとに減額するものである。13、14Pをごらんください。3款地域支援事業費、1項及び2項については、財源更正によるもので、財源内訳が一般財源から国庫支出金に更正されたものである。歳入でも、4款2項4目の保険者機能強化推進交付金がこれに充てた額を充当している。次に、15、16Pをごらんください。3款3項1目総合相談事業費8万6,000円、3款3項3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費17万8,000円及び3款3項5目生活支援体制整備事業費12万1,000円だが、これは職員人件費の調整により追加するものである。第7款の予備費6万3,000円の減額は、予算調整のためである。説明は以上である。よろしく願いいたします。

（質 疑）

- 木村 貞雄 歳入の4款2項4目のこの新しいやつ、新規のやつは、保険者機能強化推進交付金は、これどんなふうに入ってくるのか、内容としては。
- 介護保険室長 年末に国のほうから説明会があって、この推進交付金については、市町村が行う市町村の特別給付、それから地域支援事業、保健福祉事業などを充実させて、主に私どもでは高齢者の自立支援、重度化防止に資する事業ということで、我が施設と包括支援センターが行っている地域支援事業の中の介護予防事業に充当させるということである。
- 木村 貞雄 終わる。
- 尾形 修平 これ、予算あれでないのだけれども、今現在介護保険の認定を受けている方、介護度別でちょっと教えてもらえないか。
- 介護高齢課長 今私のところへ平成30年の3月末現在しかないけれども、要支援から言っていかがい。
- 尾形 修平 はい。
- 介護高齢課長 要支援が266人、要支援2が377人、要介護1が871人、要介護2が729人、要介護3が

642人、要介護4が588人、要介護5が536人、合計で4,009人である。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第44号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第9 議第8号 平成31年度村上市国民健康保険特別会計予算を議題とし、担当課長（保健医療課長 信田和子君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

保健医療課長 それでは、議第8号 平成31年度村上市国民健康保険特別会計予算についてよろしくお願ひいたす。予算の総額は64億1,250万円とし、前年度比5.4%の増、3億2,850万円の増額である。これは、医療費の伸びが上昇傾向にあることなどから、歳入では県から交付される保険給付費等交付金が、歳出では保険給付費がそれぞれ6%以上増額となっていることが主な要因である。初めに、歳入のほうから主なものを説明させていただく。268P、269Pをごらん願う。1款1項国民健康保険税10億3,637万4,000円の計上であるが、前年度と比較して3,227万3,000円の減額となっている。主な理由としては、被保険者数の減少が挙げられる。なお、国民健康保険税率については、今年度は据え置くこととして積算している。次に、270P、271Pをごらん願う。5款県支出金、1項1目保険給付費等交付金48億976万5,000円の計上であるが、保険給付費や保健事業費等の財源として県から交付されるものだ。説明1の普通交付金46億9,101万4,000円は、県から示された給付費推計額を計上しており、前年度と比較して2億7,331万円の増額となっている。説明2から4は、特別交付金として保健事業等の財源としてそれぞれ交付されるものである。続いて、7款繰入金、1項1目一般会計繰入金4億4,616万9,000円の計上は国、県からの保険基盤安定負担金に市の負担分をつけ足したものと出産育児一時金、職員給与費等事務費、財政安定化支援事業費分を合わせて繰り入れられるものである。その下の7款2項1目国民健康保険事業財政調整基金繰入金1億円は、予算編成上の財源不足を計上している。続いて、歳出の主なものをご説明いたす。276、277Pをごらん願う。2款保険給付費だが、47億1,538万1,000円で、前年度と比較して2億7,497万2,000円の増額となっている。これは、県が示す保険給付費推計見込み額をもとに平成29年度までの医療費の実績、平成30年度の決算見込み、被保険者の推移見込みを参考に積算している。平成30年度会計においても、補正予算で追加計上させていただいたが、特に一般分の給付については上昇傾向にあることなどから、約3億円の増額となっている。また、退職分については、制度廃止による経過措置が終わった平成27年度以降新規該当が見込めないことから、給付費がそれぞれ減額となっている。次に、278、279Pをごらん願う。3款国民健康保険事業費納付金15億2,675万2,000円は、国保の県単位化に伴い新設された科目であって、予算額は県から示された額を計上している。前年度より8,226万8,000円の増額となっているが、主な理由は県全体の医療費の伸び等によるものである。最後に、280、281Pをごらん願う。4款保健事業費だが、5,167万2,000円を計上いたした。特定健診委託料に2,766万9,000円、人間ドック健診事業委託料950万円など計上している。5款から8款につ

いては省略させていただくので、説明は簡単であるが、以上である。よろしくお願いいたします。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第8号は、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第10 議第9号 平成31年度村上市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、担当課長（保健医療課長 信田和子君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 では、議第9号 平成31年度村上市後期高齢者医療特別会計予算についてよろしくお願いいたします。予算の総額は7億970万円とし、前年度比プラス2.7%、1,890万円の増額である。平成31年度の制度改正等を見込んだ上で予算編成したものである。歳入のほうから主なものをご説明いたします。298、299Pをごらん願う。1款1項後期高齢者医療保険料5億604万3,000円の計上だが、前年度当初予算より4,247万6,000円の増額となっている。これは、被保険者数の伸びのほか、平成31年度の制度改正による影響が見込まれたものである。続いて、3款1項1目一般会計繰入金1億9,966万1,000円を計上いたしました。そのうち説明1の保険基盤安定繰入金は1億8,652万5,000円を見込んでいる。これは、低所得者に対する保険料軽減相当額を県と市で補填する制度で、県から4分の3が一般会計に振り込まれた後に市負担分の4分の1をつけ足し、繰り入れるものである。続いて一番下、5款3項1目雑入の説明1、県後期高齢者医療制度特別対策補助金304万9,000円の計上であるが、これは広域連合から補助金が交付される本市の長寿健康増進事業に係る経費を見込んだものである。財源は、国の特別調整交付金である。次に、歳出の主なものをご説明させていただく。300から301Pをごらんください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金6億9,261万8,000円を計上いたしました。市町村で徴収した保険料と軽減分である保険基盤安定負担金分を納付いたします。3款1項1目保健事業費503万1,000円は例年どおりであるが、湯っくり・湯ったり事業と湯ったり塾業務委託料を計上いたしました。以上、説明である。よろしくお願いいたします。

(質 疑)

木村 貞雄 国保でも聞けばよかったのだけれども、保健事業の湯っくり・湯ったり事業委託料、国保終わったのだけれども、この減額と、それからもう一つ湯ったり塾の業務は少しふえているのだけれども、その辺の説明をお願いします。

保健医療課長 湯っくり・湯ったり事業については、予算編成する際にこれまでの実績等を精査してより実態に合わせた金額を計上させていただいている。湯ったり塾事業に関しては、見積もりがあるので、その見積もり等によって委託料等のバスの委託料等が上がったもので、予算が上がったものとなっている。

木村 貞雄 その委託の関係で、そこに行く年寄りがふえている可能性というのはあるのだから。
保健医療課長 バスの委託先のバスのリース料が値上げしたもので、こちらのほうの金額も上がったものになっている。
木村 貞雄 終わる。

〔委員外議員〕

鈴木 好彦 300P開いていただきたいのだ。全般にわたってこの事業の財源が特定財源になっているのだが、その内訳として全部その他になっているのだが、この詳しい内訳なんというの、どこからどういう財源が調達されているのかということなのだけれども。
保健医療課長 後期高齢者の関係については、財源のほうについては一般会計からの繰入金、これが保険料以外はそれで賄っている。それで、その他というところではなっている。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第9号は、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第11 議第10号 平成31年度村上市介護保険特別会計予算を議題とし、担当課長（介護高齢課長 小田正浩君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

介護高齢課長 議第10号 平成31年度村上市介護保険特別会計予算についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額は、それぞれ76億4,300万円を計上するものである。前年度当初比2億4,700万円、3.1%の減である。315、316Pをごらんいただきたいと思う。歳入の主なものであるが、1款保険料で15億5,483万1,000円を計上いたした。対前年度比0.4%の増である。4款国庫支出金では、1項1目介護給付費負担金、2項1目調整交付金、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、4目保険者機能強化推進交付金で18億8,076万5,000円を計上いたした。対前年度比2.4%の減である。次に、317、318Pをごらんいただきたいと思う。5款支払基金交付金では、1項1目介護給付費交付金、1項2目地域支援事業支援交付金で19億7,328万3,000円を計上いたした。対前年度比3.2%の減である。6款県支出金では、1項1目介護給付費負担金、2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）で10億9,077万1,000円を計上いたした。対前年度比3.2%の減である。8款繰入金では、1項一般会計繰入金で11億3,362万8,000円を計上いたした。対前年度比で8.6%の減である。次に、歳出の主なものであるが、321P、322Pをごらんいただきたいと思う。1款総務費、1項1目一般管理費では、職員人件費などで1億413万6,000円計上いたした。対前年度比5.8%の減となっている。なお、今年度は平成32年度に策定する第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のための実態調査を実施いたします。その経費として、業務委託料で228万5,000円を計上いたした。このほか介護事業所の指定管理を行うための台帳システム、実地指導のためのシステムに係る費用を見込んだ。次に、323、324Pをごらんいただきたいと思うが、下のほうになるが、2款保険給付費であるが、平成29年度の決算額及び平成30年度の決算見込み、認定者数などをもとに推計して71億7,514万8,000円を計上いたした。対前年度比3.2%の減となっている。2款1項の介護サービス等諸費では66億468万5,000円を計上させていただいた。対前年度比3.5%の減である。次に、327、328P

であるが、2款2項介護予防サービス等諸費では9,486万1,000円を計上させていただいた。対前年度比8.1%の増である。次に、331、332Pである。3款の地域支援事業費2億9,745万8,000円を計上いたした。対前年度比0.7%の増となっている。内容については、例年どおりであるが、335Pと336Pの中の2款3項5目だ。下になるが、生活支援体制整備事業費3,102万3,000円であるが、説明欄の1は、地域に合った支え合の地域づくりを進める推進役として生活支援コーディネーターの配置費用や生活支援協議会の活動費用を計上している。平成29年度から生活支援コーディネーターや協議会の周知、地域の中の支えの仕組みをつくる及び実態調査を進めている。2については職員人件費である。次に、337、338Pをごらんいただきたいと思う。3款3項の7目の地域ケア会議推進事業費28万円であるが、今年度から他職種リハビリテーションの専門員と連携して、対象者に自立支援等生活の質の向上を資するケアマネジメントと、これに基づく適切なサービスを提供することとあわせて、介護サービス事業者のさらなる資質向上を目指すため、地域ケア個別会議というのを新たに行う。次だけれども、3款2項8目の任意事業費、4款基金積立金、5款の公債費、6款の諸支出金、7款の予備費については例年どおりなので、省略させていただく。説明は以上である。よろしく願いいたす。

(質 疑)

- 尾形 修平 334Pの高齢者虐待防止ネットワーク会議に関してなのだけれども、これ福祉のほうになるのかあれだけれども、市のほうとして実態としてどのように把握されているのかお伺いしたいと思う。
- 地域包括支援センター長 済みません、こちらの高齢者虐待、高齢者を特定して虐待の件数等を把握するやり方をお伝えしたいと思う。地域包括支援センターが高齢者虐待の通報が入ると、地域包括支援センターの職員等が対応するものだが、その数を各支所合わせて把握させてもらっている。昨年度は1年間間に20件虐待の通報があって、そのうちこのケースの中で虐待であるというふうにこちらのほうで認知したものが13件となっている。以上だ。
- 尾形 修平 それ、20件相談あって、通報があって13件認定したという今報告だったけれども、具体的に市としてどのような対応ができるのか、ちょっとその辺教えてくれ。
- 地域包括支援センター長 私ども職員だけでは対応できないので、地域の区長さんや民生委員さんや、あとご家族、親戚の方と情報共有しながらその都度対応している。警察関係者の方とも一緒に支援している。
- 尾形 修平 昨今テレビ報道等で子どもの場合は児童相談所とかというのあるけれども、この年寄りに関しては、多分そこがセーフティネットになっているのかなと、市の今地域包括でやっているのがセーフティネットになっているかと思うので、その辺よろしく願いしたいと思う。あと次に、338Pの認知症カフェだけれども、市のホームページ見ていると盛んに広報されていてやっているなどは思うのだけれども、実績としてどのぐらいの方が利用しているのか、ちょっと教えてくれ。
- 地域包括支援センター長 済みません、きちんとしたデータ持ってきていないけれども・・・
- (何事か呼ぶ者あり)
- 地域包括支援センター長 あった。これ、地域包括で直営でやっているもの以外にも各支所でやっているカフェもあるので、それを合わせた参加人数ということで報告させていただきたいと思うけれども、平成28年度が31回各地区で開催されていて、参加延べ人数

は362人だ。あと、平成29年が35回開催されていて、参加延べ人数が575人ということで、平成30年度はまだ年度途中なのだが、これより少しふえていくのではないかなと思っている。以上だ。

尾形 修平 ここに来られる方というのは、基本的にご本人が来られるというよりも、家族か関係の方がと思うのだけれども、家族会というか、その中でネットワークとか、そういうのというのはできているのか。

地域包括支援センター長 きちんとした組織ではないのだけれども、介護者の集いということで、カフェとは会を別にして集いを開かせてもらっている。それから、今年度は介護者家族の中でも男性介護者の方々の中から自分たちで、やっぱり女性の介護者とは違った悩みがあるので、集まりを持ちたいなんていう声もあって、その方々の集まりも不定期で開催している。以上だ。

長谷川 孝 さっきのその高齢者虐待防止の件なのだけれども、例えばこれひどくなった場合、新潟市にあるシェルターとか、そういうところに行った方とかと、そういうのは実績的にあるのだろうか。

地域包括支援センター長 こちら、済みません、高齢者のみで回答させていただきたいのだけれども、1件あった。

長谷川 孝 実は、私も昔緑町の方でこういう事例があって相談受けたときに、まだ警察とかそういうのかかわっていないのだけれども、非常にこれゆゆしき問題だったので、行政に相談したらシェルターという話出たのだ。それで、シェルターとかにも問い合わせして、それよりもまずちょうど上ノ山の団地が1人のところがあいていたものだから、そこに入れさせてもらったといういきさつがあるのだけれども、こういうのが高齢者とかもふえてくるのでないかなというような気がするので、その辺の対応を新潟にあるシェルターとか、そういうところも相当満杯みたいな話も聞くので、何か独自のやっぱり村上市の施策をちょっと考えなければだめなのでないかなと思うのだけれども、何かあるだろうか、そういうの。

介護保険室長 今ほど女性のシェルターというのは1名という、わずか1名の話だけれども、大体こういった事例としてあったのが、同居している若い長男とかに例えば殴られた、けられたというケース。緊急的に若い人とその要介護者を切り離さなければならない場合というのは、事例として養護老人ホームやまゆり荘あるいは特別養護老人ホームに緊急的に入所させて、そこでちょっと開放するというようなことをしている。と申すのは、定員を5%以上超えない範囲で入所を受けられるという、いわゆる措置の特例があるので、それを利用して緊急入所させた事例というのは間々ある。以上だ。

木村 貞雄 歳入の1款1項5目の・・・
（「何P」と呼ぶ者あり）

木村 貞雄 319Pのこの低所得者のいわゆる軽減分の減額なって、人数的に何人ぐらい見ているのか。

介護保険室係長 平成31年度の低所得者保険料軽減負担金については、3,096人ということで積算している。ただ、この3,096人なのだけれども、今介護保険料の所得段階の第1段階のみの方を対象としているのだけれども、この平成30年10月1日からは第2段階、第3段階のほうの介護保険の被保険者の保険料についても軽減が行われる予定になっている。その内容については、まだこの予算の組んでいる段階ではちょっと明確ではなかったので、とりあえず今行っている第1段階のみ的人数で計算して予算

のほうを計上いたした。よろしく願います。

木村 貞雄 そうすると、補正で今度出てくるわけだね。それと、324Pのこの認定調査費も出ているわけだけれども、主治医の意見書の認定調査委託料も減っているわけだけれども、それらについてもちょっとお聞かせください。

介護保険室長 昨年度から認定期間の36カ月間とって、今までだと最大で有効期間が24カ月、1回の更新とか、新規だと6カ月、12カ月だけれども、更新の方だと今度36カ月まで延長できることになり、それは審査会の弾力的な運用で、例えば要介護5でもう寝たきりで今後改善も進行もないと、見られないということは、その審査会の判断で3年というところまで引き延ばすことができる。となると、1人当たりの今度更新の回数が必然的に減っていくので、それに係る手続、それから主治医が書く意見書の手間も減るので、予算も減額ということになる。

木村 貞雄 もう一つ、338Pのこれ任意事業費の関係で配食サービス事業なのだけれども、増額で結局ひとり暮らしの人がふえていく状況なのだけれども、それを見込んでのあれなのか、これ委託料。

高齢者支援室係長 こちらの配食サービスについては、やはり全体的に毎年度ふえている傾向がある。なので、今後ともやはり利用者というのはふえていくということが想像されているところであるので、その分の増を見込んだ形での予算という形になっている。

木村 貞雄 終わる。

〔委員外議員〕

鈴木 好彦 338Pの5款1項1目一時借入金利子、予測なのだろうけれども、これ一時借入金だから、公債費の利息ではないね。だから、一時借入金というのはどういうことが想定されているのか。

介護保険室係長 こちらの一時借入金とあるけれども、実際は介護給付費等準備基金の利子収入を今度介護保険の基金のほうに積むときに支出する科目で、実際に借り入れてどうのというのでは、私もちょっと不勉強であれなのだけれども、会計課のほうと協議した上でこの一時借入金ということで計上している。

鈴木 好彦 わからないことがわかった。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第10号は、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で当委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長（渡辺 昌君）閉会を宣する。

（午前11時01分）